府　食　第　６６２　号
令和８年11月18日

農林水産大臣
　武部　新　殿

食品安全委員会
　委員長　　祖父江　友孝

食品健康影響評価について

令和８年11月10日付け８消安第4571号により農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

イソフェンホスについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第３条第１項の規定に基づき、飼料中の残留基準を廃止することは、当該品目が国内外において飼料の用に供される農作物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。